

体験雇用の内容

1. 体験雇用の期間は？

- ◇ 体験期間は、1ヶ月（31日間）です。
- ◇ 体験雇用の開始日は、卒業日の翌日以降です。
※ 中学生については4月1日以降になります。

2. 体験雇用期間中の身分は？

- ◇ 体験雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◇ 体験雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 体験雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◇ 体験雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◇ 体験雇用を開始する時に、労働時間や賃金などについて、事業所が作成する「体験雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認のうえ、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

4. 体験雇用を終了すれば必ず正規雇用される？

- ◇ 「体験雇用実施計画書」に、事業所の担当者と相談のうえ「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。
これを満たせば正規雇用に移行することとなります。事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. 体験雇用が終了したら？

- ◇ 事業所からハローワークに「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されておりますので、内容をよく確認し、同意欄に署名（又は記名押印）してください。
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク